

【表紙】	
【提出書類】	有価証券通知書
【根拠条文】	企業内容等の開示に関する内閣府令第4条
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月18日
【会社名】	株式会社エムティーアイ
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前多 俊宏
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
【電話番号】	03-5333-6323
【事務連絡者氏名】	取締役 松本 博
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

## 1 【新規発行（売出）有価証券】

銘柄	種類	発行（売出）数 （個）	発行（売出）価 額の総額（円）	資本組入額の総 額（円）
株式会社エム ティーアイ新 株予約権証券 （第21回新株予 約権）	新株予約権証券	238	未定	—

（注1）平成28年2月18日取締役会決議

（注2）①新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 23,800株

②新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 未定

③新株予約権の行使期間 平成30年4月1日～平成33年9月30日

④新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iii 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- iv 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額  
会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

⑥新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。

## 2 【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件】

### (1) 【募集の場合】

区 分	発行(売出) 数(個)	発行(売 出) 価格 (円)	資本組入額 (円)	申込期間	払込期日
株式の株主割当					
株式のその他の者に対する割当					
株式の一般募集					
(発起人の引受株式)					
株式計(総発行株式)		—	—	—	—
新株予約権証券	238	無償	—	平成28年2月19日～平成28年3月7日	(割当日：平成28年3月8日)
社債(短期社債を除く。)	—		—		
コマーシャル・ペーパー及び短期社債					
カバードワラント					
預託証券及び有価証券信託受益証券					

### (2) 【売出しの場合】

該当無し

## 3 【有価証券の引受けの概要】

該当無し

#### 4 【過去1年以内における募集又は売出し】

##### (1) 【募集の場合】

銘柄	種類	発行価格 (円)	発行数	発行価額の総額 (円)
株式会社エムティーアイ新株予約権証券 (第19回新株予約権)	新株予約権証券	無償	1,571個	134,948,900円
株式会社エムティーアイ新株予約権証券 (第20回新株予約権)	新株予約権証券	無償	3,357個	234,654,300円

(注1) 平成27年5月1日臨時報告書、および平成27年5月19日訂正報告書提出

(注2) 平成28年1月29日臨時報告書、および平成28年2月17日訂正報告書提出

##### (2) 【売出しの場合】

該当無し